

順天堂大学内部質保証に関する方針

平成28年10月1日
令和2年4月1日
改正 令和8年1月1日

(内部質保証の基本的な考え方)

- (1) 本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら継続的に点検・評価し、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2) 学外者による外部評価、認証評価機関等による客観的評価の受審を通じて、内部質保証システムや自己点検・評価等の適切性を確保し、もって質の保証及び改善・改革を図る。
- (3) 大学の諸活動に関する情報・データを継続的に収集・分析し、自己点検・評価、外部評価並びに認証評価機関等による評価に活用する。
- (4) 自己点検・評価、外部評価及び認証評価機関等による評価結果を検証し、全学の事業目標及び事業計画等への反映を図る。
- (5) 内部質保証の取組の結果を学内外のステークホルダーと共有し、意見を聴取し、本学の価値の向上に向けた改善及び改革を図る。
- (6) 質保証について、組織内の理解を促し、組織文化として定着を図る。

(内部質保証の責任者及び実施体制)

1. 責任者

- (1) 本学に、全学の内部質保証に関する最終的な責任を負う者として、質保証最高責任者を置き、学長をもって充てる。
- (2) 本学に、質保証最高責任者を補佐し、内部質保証に関する実質的な業務を統括する者として、質保証統括責任者を置き、大学評価を担当する理事をもって充てる。
- (3) 本学の各部門（学部及び研究科、その他の教育研究等に関する組織）における内部質保証に関する責任を負う者として、質保証推進責任者を置き、各部門の長をもって充てる。

2. 実施体制

- (1) 全学の体制
質保証最高責任者の下、全学質保証委員会（以下「全学委員会」という。）を置き、質保証統括責任者を委員長として大学全体の内部質保証を推進する。
- (2) 学部及び研究科の体制
各学部及び研究科の質保証推進責任者の下、当該部門の質保証委員会を置き、内部質保証を推進する。
- (3) その他の教育研究等に関する組織の体制
当該組織の質保証推進責任者の下、当該組織が所管する委員会等において、内部質保証を推進する。
- (4) 情報戦略・IR推進室及び教学IR推進分室
本学の教育研究等活動に関する情報を収集し、各部門における内部質保証の推進に必要なデータ・分析を提供する。
- (5) 大学協議会
学長の諮問機関である大学協議会において、大学全体の内部質保証に係る取り組み

の適切性を検証する。

(6) 外部評価委員会

学長の下に、学外の有識者からなる外部評価委員会を置き、本学の内部質保証の有効性及び適切性を検証する。

3. 内部質保証推進の対象

内部質保証推進の対象は、次の通りとする。

- (1) 教育研究組織に関すること
- (2) 教育課程・学習成果に関すること
- (3) 学生の受入れに関すること
- (4) 教員・教員組織に関すること
- (5) 学生支援に関すること
- (6) 教育研究等環境に関すること
- (7) 社会連携・社会貢献に関すること
- (8) 大学運営・財務に関すること
- (9) その他内部質保証の推進に必要なこと

4. 手続き

- (1) 全学委員会は、内部質保証及び自己点検・評価を推進するための方針の策定及び体制の整備を行う。
- (2) 各部門は、全学委員会が策定する方針等に基づいて自己点検・評価を実施し、結果を全学委員会に報告する。
- (3) 全学委員会は、各部門の点検・評価結果を検証するとともに、全学の点検・評価を実施する。全学委員会は、全学及び各部門の点検・評価結果を報告書案としてとりまとめ、学長に提出する。
- (4) 点検・評価にあたっては、情報戦略・IR推進室及び教学IR推進分室において収集・分析した情報及びアンケート等を活用するとともに、在学生や卒業生、地域・企業等のステークホルダーからの意見も取り入れる。
- (5) 大学協議会は、学長の諮問に応じて、上記による全学及び各部門の点検・評価結果を検証し、改善課題や伸ばすべき特長、その方策等について学長に答申する。
- (6) 学長は、大学協議会からの答申に基づき、課題の改善策や特長等の更なる向上策について当該部門に対応を指示する。
- (7) 学長は、「自己点検・評価報告書」として、全学及び各部門の質保証に係る取り組みの検証結果を公表する。
- (8) 上記(6)の指示を受けた部門は改善活動を行い、その状況を全学委員会に報告する。全学委員会は、当該部門の改善結果を検証し、学長に報告する。
- (9) 本学の内部質保証の有効性及び適切性を検証するため、学長は、外部評価委員会に諮問する。評価の結果、改善すべき事項があった場合は、全学委員会を通じて当該部門に改善指示を行う。